

3つの基本方針と代表的な推進事業

目指す高齢社会像を実現するため、本計画では、次の3つの基本方針により、施策の総合的な事業を展開していきます。基本方針ごとの代表的な推進事業を紹介します。

基本方針1 高齢者を支える地域づくり

高齢者いきいきおでかけ支援事業

高齢者の外出機会拡大と社会参加および健康増進を促すことを目的として、市内在住の75歳以上の人および運転免許を自主返納した70歳～74歳の人を対象に、地域の公共交通機関や温泉施設などで利用できる「いきいきおでかけ券」を配布しています。

○令和6年4月から利用範囲を拡大

- ▶利用可能期間の拡大 1年間通年で利用できるようになりました。
- ▶利用上限額の拡大 1回の利用上限額が1,000円から2,000円になりました。
- ▶市内バス会社の貸切バス利用時(団体研修旅行など)にも活用できるようになりました。

※まだ「いきいきおでかけ券」の申請をしていない人は、市役所、各支所・出張所および連絡所で申請できます。



基本方針2 介護予防・日常生活支援の推進

住民主体の通いの場

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に生活できるよう、身近な地区公民館などで、県北地域リハビリテーション広域支援センターが開発した「平戸よかよか体操」を毎週行う「住民主体の通いの場」の設置を推進しています。

健康体操である「平戸よかよか体操」は、「準備体操」「筋力運動」「整理運動」の3つのプログラムで構成され、週に1回実施することで、日常生活に必要な筋力を維持することが期待できます。令和6年4月末現在、市内で98団体が活動しており、筋力の維持向上に加えて、週に1度、近隣の皆さんと顔を合わせ会話することによる「心の健康」にも役立っています。



基本方針3 介護サービスの充実

介護職人材確保支援事業

平戸市の生産年齢人口(図1)を見ると、年代が若くなるにつれて人口が減少しています。市内の介護事業所などにおいて、今後、介護職などの人材不足が見込まれます。

介護サービスを支える市内の事業所などにおいて、介護職人材を確保するため、長崎県や介護事業者と連携し、職場体験や合同面談会を開催するとともに、市単独事業として、介護職の新規雇用者や資格取得者に対し賞与金の交付および介護職のイメージアップ事業を実施します。

Interview



田平ホーム
にしやま さわ
西山 沙和さん

令和3年4月1日から、特別養護老人ホーム「田平ホーム」に就職しました。

母が介護施設で働いている姿を見て、介護職を目指し始め、高校で福祉コースを選択し介護の基礎について学びました。

介護の仕事は、想像していたよりも大変ですが、利用者の皆さんとふれあうことが何よ

り楽しいです。

今年で田平ホームに勤務して4年目になり、春には施設での「春まつり」の実行委員長を任せられ大変でしたが、利用者の皆さんに喜んでもらうことができました。

次の目標は、介護福祉士になること。来年1月の試験に向けて頑張っています。



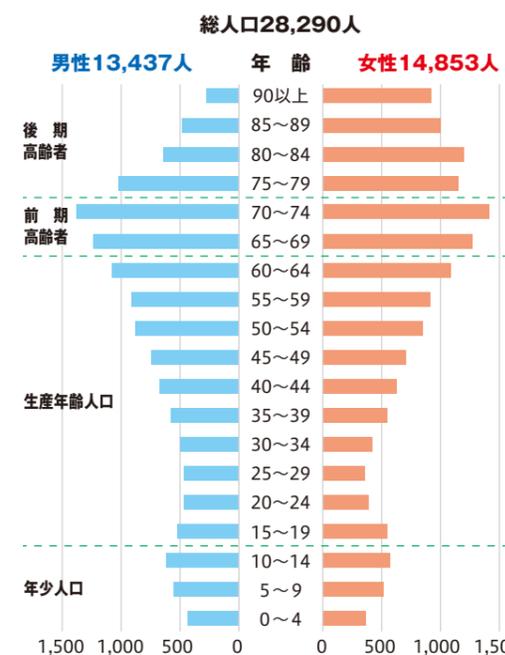
中の原地区の住民主体の通いの場「中の原菜の花クラブ」の皆さん。よかよか体操後は、毎週茶話会を開き、親睦を深めています。

特集 ずっといきいきひらど暮らし

～第9期平戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定～ (令和6年度～令和8年度)

☎ 長寿介護課介護保険班・高齢者支援班 ☎22-9134

図1 平戸市の人口ピラミッド(令和6年4月現在)



平戸市が目指す高齢社会像
平戸市が目指す高齢社会像は、「二人ひとりの高齢者が『自分らしさ』を發揮しながら生涯『自分らしく』暮らし続けることができるまち」です。その実現に向けて、総合的に各種事業に取り組んでいきます。

適正な介護保険事業の提供
平戸市の高齢者(65歳以上)の人口は、令和5年の1万2千57人が令和8年度には1万1千807人と減少傾向にあるものの、要支援・要介護認定者数は、年間約2千300人の横ばいで推移する見込みです。また、介護

保険にかかる費用(標準給付費)は、約40億円の横ばいで推移する見込みで、介護が必要な人には、適正な介護サービスを提供していきます。

総合的な施策展開
平戸市の人口ピラミッド(図1)では、第9期計画期間中に年代人口の多い団塊の世代が75歳以上の後期高齢者へと移行していきます。介護サービス提供と併せて、高齢者が健康で生きがいを持つ生活できる地域づくりが必要で、そこで平戸市では、3つの基本方針に基づき、自立支援、介護予防・重症化予防を推進していきます。

令和6年度～8年度の介護保険料が決定しました

介護保険制度は3年ごとに事業計画を見直し、その計画に伴って保険料を変更します。第9期介護保険事業計画(6～8年度)においては、第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料基準額は、これまでの月額5,875円(年額70,500円)から月額5,500円(66,000円)に決定しました。また、国の基準に基づいて、介護保険料の所得段階を9段階から13段階に変更し、高所得者層を細分化しました。各所得段階別の保険料は、下表のとおりです。

所得段階	所得などの条件		保険料年額 (基準額に対する保険料率)
1	▼生活保護を受けている人 ▼世帯員全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 ▼世帯員全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円以下の人		18,800円 (0.285)
2	世帯全員が 住民税非課税で	本人の前年の「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円を超え、120万円以下の人	32,000円 (0.485)
3		本人の前年の「課税年金収入額+合計所得金額」が120万円を超える人	45,200円 (0.685)
4	本人が 住民税非課税で	世帯の誰かに住民税が課税されている場合で、本人の前年の「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円以下の人	59,400円 (0.90)
5		世帯の誰かに住民税が課税されている場合で、本人の前年の「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円を超える人	66,000円 (基準額)
6	本人が 住民税課税で	本人の前年の「合計所得金額」が120万円未満の人	79,200円 (1.20)
7		本人の前年の「合計所得金額」が120万円以上210万円未満の人	85,800円 (1.30)
8		本人の前年の「合計所得金額」が210万円以上320万円未満の人	99,000円 (1.50)
9		本人の前年の「合計所得金額」が320万円以上420万円未満の人	112,200円 (1.70)
10		本人の前年の「合計所得金額」が420万円以上520万円未満の人	125,400円 (1.90)
11		本人の前年の「合計所得金額」が520万円以上620万円未満の人	138,600円 (2.10)
12		本人の前年の「合計所得金額」が620万円以上720万円未満の人	151,800円 (2.30)
13	本人の前年の「合計所得金額」が720万円以上の人	158,400円 (2.40)	

合計所得金額に給与所得または公的年金などの所得が含まれる人で、保険料の所得段階が第6段階以上の人は、令和6年度から当該所得の合計額から10万円を控除する取り扱いが廃止されました。

合計所得金額とは

- ①合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額です。(扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です)土地売却などに係る特別控除の適用がある場合は、特別控除額を控除した金額を用います。ただし、本人が住民税非課税の場合は下記②を適用します。
- ②本人が住民税非課税の場合は、上記①で求めた合計所得金額から、公的年金などに係る雑所得を控除した金額を用います。当該合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、当該合計所得金額から10万円(「所得金額調整控除」の適用がある場合は、当該合計所得金額に「所得金額調整控除」を加えた上で10万円)を控除した金額を用います。

国の法令改正で

介護保険制度のここが変わる

高齢者人口がピークを迎える令和22年度(2040年)を見据え、介護の必要な人が安心して必要な介護サービスを受けられるよう、介護保険法などの改正により、次のとおり制度の見直しが行われます。

令和6年4月～ 介護報酬などの改定

介護保険サービスを提供した事業所に支払われる「介護報酬」は、3年に1回見直されることになっており、令和6年4月に改定されました。今回の改定率は、プラス1.59%です。

この改定で、介護サービスを利用したときに利用者が支払う負担額も変更になります。
※自己負担の増減は利用者によって異なります。
※介護予防を含む訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護、通所リハビリテーションは令和6年6月から変更



一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入

次の福祉用具は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で、貸与と購入のどちらかを選択することができるようになりました。

- ▶固定用スロープ
- ▶歩行器(歩行車を除く)
- ▶単点杖(松葉づえを除く)と多点杖



▲4点杖の例



▲歩行器の例

令和6年8月～ 特定入所者介護サービス費(居住費)における負担限度額の見直し

住民税非課税世帯などの要件を満たした場合、介護保険施設への入所やショートステイ利用の際の居住費や食費が軽減される負担限度額制度がありますが、在宅で生活する人との負担の均衡を図る観点などから、令和6年8月から基準費用額(光熱水費相当分)が日額60円引き上げられる予定です。

※利用者負担第1段階の多床室利用者を除く。



第9期介護保険事業計画における保険料設定の背景

介護保険制度には、各年度に発生する保険料の剰余金を積み立てる「介護給付費準備基金」があります。これは、介護給付費に不足が生じる場合に、不足額を補填する基金です。

市の方針として、被保険者に安定した保険給付を提供するため、介護給付費の5パーセント(約2億円)の貯蓄は必要と考えていますが、それ以上の貯蓄が発生した場合には、超過額を次期計画期間中に有効に活用していくこととしています。

第8期計画の終了年度(令和5年度)末には、基金残高が5億3千万円程度になっていきますので、第9期計画期間中に3億5千万円の取り崩しを予定し、保険料を見直していきます。

※今後もこの方針で保険料を決定しますが、各期のサービス給付の状況や基金の保有状況で、保険料が増減することがあります。